

船舶事故調査報告書

令和8年2月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和7年8月3日 17時20分頃
発生場所	京都府京丹後市 ^{あさもかわ} 浅茂川港 浅茂川港東第2防波堤灯台から真方位133°670m付近 (概位 北緯35°41.5′ 東経135°01.3′)
事故の概要	水上オートバイ ^{カヨ} KOKOは、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和7年10月8日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ KOKO、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	250-53752大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	なし
損傷	船底中央部外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、船首尾とも約0.2mの喫水で、浅茂川港内の八丁浜海水浴場の前面海域を遊走していた。</p> <p>船長は、休憩しようと思い、休憩場所に向けて約20～30km/hの対地速力で本船を西北西進させていたところ、船首方の水面下（水深約0.2m）に岩場が見えたものの、何もできないまま本船の船底が岩場に接触した。（図1参照）</p>
	
<p>図1 事故発生経過概略図</p> <p>船長は、一旦主機を停止して再び始動したところ、本船が自力航行</p>	

	<p>可能であったので、航行できる間に陸揚げ予定場所である福田川の川岸に向かおうと思い、福田川に向けて本船を航行させていたところ、本船は船底から浸水して自力航行できなくなった。</p> <p>船長は、周囲が暗くなり始めていたので翌日に陸揚げすることとし、浅茂川港内に投錨して下船した。</p> <p>本事故の翌日、付近の漁業者が浸水した状態で停泊している本船を認めて110番通報を行い、警察が海上保安庁に通報した。</p> <p>船長は、本船の操縦経験が約30回、浅茂川港で操船した経験が約10回あり、正確な場所までは把握していないものの砂浜付近に岩場があることは知っており、砂浜からでも海面下の岩場が見えていたので、操船中に目視で水面下の岩場が見えたら避ければよいと思っていた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、船長が、本船を十分に減速させずに岩場のある砂浜付近に接近させたことから、岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、砂浜付近に岩場があることは知っていたが正確な場所までは把握しておらず、目視で水面下の岩場が見えたら避ければよいと思っていたことから、岩場のある砂浜付近に本船を接近させたものと考えられる。</p> <p>船長は、岩場が見えたものの、岩場までの距離が近かったこと及び本船を十分に減速させていなかったことから、避航操作をとるだけの時間的余裕がなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、船長が、本船を十分に減速させずに岩場のある砂浜付近に接近させたため、船首方水面下の岩場を避けることができず、本船が岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、岩場等の浅所が存在する海域では、座礁する危険性があることに留意し、同海域から安全な距離をとること。 ・ 船長は、船舶事故発生時には速やかに海上保安庁に通報すること。